

新潟市消防機械器具管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

新潟市消防局訓令第17号

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防機械器具管理規程の一部を改正する規程

新潟市消防機械器具管理規程（昭和48年消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「簿冊」を「記録」に改める。

第2条第2号中「別表第2に掲げるもの」を「消防局又は消防署が所管する車両及び船舶」に、同項第3号中「別表第3に掲げるもの」を「消防局又は消防署が所管し、消防活動に使用する器具」に、同項第4号中「自動車運転免許証」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条の規定による公安委員会の運転免許」に改める。

第4条中「6月1日」を削る。

第5条第1項中「（昭和35年法律第105号）第74条の2第1項」を「第74条の3第1項」に改め、同条第4項中「安全運転管理者」の次に「及び副安全運転管理者」を加え、同項第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号中「別表第6」を「別表第2」に改め、「及び」の次に「別表第3に掲げる」を加え、同号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 運転者に対する酒気帯びの確認及び記録並びに検知器の機能維持に関すること。

第7条第2項中「別表第11に定める」を「別表第3に掲げる」に、「記載」を「記録」に改める。

第8条中「別表第4」の次に「及び別図1」を加え、「別表第5」を「別図2」に改める。

第10条第2項中「分隊及び分隊員」を「小隊及び小隊員」に改める。

第11条第1項中「別表第6」を「別表第2」に改める。

第14条第2号中「別表第6」を「別表第2」に改める。

第19条中「別表第7」を「別表第5」に改める。

第20条中「別表第7及び別表第8」を「別表第5及び別表第6」に改める。

第21条中「別表第7」を「別表第5」に改める。

第22条（見出しを含む。）中「その他の機械」を「内燃機関を使用する器具」に、「別表第7及び別表第8」を「別表第5及び別表第6」に改める。

第23条中「別表第3のうち、」を削り、「別表第9」を「消防救助操法の基準（昭和53年消防庁告示第4号）」に改める。

第24条中「別表第10」を「別表第7」に改める。

「第6章 簿冊及び報告」を「第6章 記録及び報告」に改める。

第28条の見出しを「記録の保存」に改め、同条中「別に定めるところにより簿冊を備え、」を削り、「整備」を「保存」に改める。

第30条中「所属に備え付けなければならない」を「所属が記録を保存しなければならない」に、「別表第11」を「別表第3」に改める。

第31条を次のように改める。

（報告）

第31条 機械器具が破損又は故障したときは、すみやかに別記様式第1号の消防機械具破損（故障）報告により、消防局長に報告すること。

別表第2から別表第7を次のように改める。

別表第2（第5条、第11条、第14条関係）

運行前点検表（ 年 月 ）

所属名	車種名等	登録番号	新潟	—																																
日付		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	定期整備			
点検箇所	前日の異常箇所	運行上支障がないか																																		
制動装置	ブレーキペダル	ペダルの踏みしろ																																		
		ブレーキの効き																																		
		片効き																																		
	リザーバータンク	液量																																		
	停車ブレーキ	レバー引きしろ																																		
走行装置	タイヤ	空気圧																																		
		亀裂、損傷																																		
		異常な摩耗																																		
		釘、石などの異物																																		
		溝の深さ																																		
原動機	冷却装置	水漏れ																																		
		冷却水の量																																		
	ファンベルト	ベルトの張り具合																																		
		ベルトの損傷																																		
	潤滑装置	エンジンオイルの量																																		
燃料装置		燃料の量																																		
投下装置	方向指示器	点検具合																																		
		レンズの汚れ																																		
後写鏡		写影																																		
反射器		汚れ、損傷																																		
登録番号標		〃 〃																																		
エアータンク		タンク内の凝水																																		
空気圧力計		空気圧力																																		
その他	真空指度エアール																																			
	真空オイルの量																																			
	各種コック、バルブの定位																																			
	計器類の作用																																			
	横水																																			
	はしご装置の機能																																			
	屈折はしご																																			
	薬液混合装置の損傷汚れ																																			
	サイレンの作用																																			
	無線装置の機能																																			
その他	積載器具の負数																																			
	ホースカー積載装置の機能																																			
	車体の損傷																																			
	修理工具、応急部品の負数																																			
	検査証等																																			
整備管理者意見及び注意事項																																				
定期整備結果		実施日時		年 月 日 時 分 ~ 時 分																																
				年 月 日 時 分 ~ 時 分																																

注：点検（整備）完了後異常のない事項には√印、異常のある事項には×印を記入のこと。

別表第3（第5条、第7条、第30条関係）

帳票名	様式	作成区分
車両・機関台帳	別記様式第2号	<p>1 車両及び船舶ごとに、警防課又は救急課（以下「所管課」という。）において作成し、所管課共通フォルダに保存し、所属で閲覧可能な状態とすること。</p> <p>2 記載事項に異動が生じた場合は、所管課又は所属において入力すること。</p> <p>3 配置換えのときは、現物を引き継ぐとともに所管課共通フォルダ上で内容を確認すること。</p>
附属器具工具目録	3	<p>1 消防器具のうち、自動車積載品について所管課において作成し、所管課共通フォルダ上で閲覧可能な状態とすること。</p> <p>2 記載事項に異動が生じた場合は、所管課又は所属において入力すること。</p> <p>3 配置換えのときは、現物を引き継ぐとともに所管課共通フォルダ上で内容を確認すること。</p>
機関日誌	4	消防機械の小隊ごとに入力すること。
修理台帳	5	<p>1 消防機械の機械ごとに装備及び修理状況を所属において入力し、所管課共通フォルダ上で閲覧可能な状態とすること。</p> <p>2 配置換えのときは、現物を引き継ぐとともに所管課共通フォルダ上で内容を確認すること。</p>
ホース台帳	6	消防ホースごとにその使用の状況を入力し、所管課共通フォルダ上で閲覧可能な状態とすること。
諸油受払台帳	7	<p>1 所属で入力し、所管課共通フォルダ上で閲覧可能な状態とすること。</p> <p>2 配置換えのときは現物を引き継ぐとともに所管課共通フォルダ上で内容を確認すること。</p>
消耗品等使用簿	8	消耗品を余分に購入したとき、それを払出するとき入力すること。
泡原液(剤)使用簿	9	<p>1 所属で入力し、所管課共通フォルダ上で閲覧可能な状態とすること。</p> <p>2 配置換えのときは現物を引き継ぐとともに所管課共通フォルダ上で内容を確認すること。</p>

別表第4（第8条関係）

消防車両等の標示

標示の種類	形式等		
消防自動車	所属名	文字	新潟市消防局 〇〇消防署
		位置	キャブ両側面部
		字体	丸ゴシック（左読み）2段書き
		字色	白
		字角	原則として130mm×130mm
	隊名	文字	隊名（略称）
		位置	標識灯
		字体	丸ゴシック（左読み）
		字色	黒
		字角	適宜
	車種名等	文字	配備場所（略称） 車種（略称）
		位置	車体前面・後面部（向かって右側）
		字体	丸ゴシック（左読み）
		字色	白
		字角	原則として70mm×70mm
	対空標示	文字	新潟 車種名等
		位置	キャビン等屋根部
字体		丸ゴシック（左読み）2段書き	
字色		地色赤・白 地色銀・赤	
字角		原則として500mm×500mm	
その他	内容	適宜	
救急自動車	所属名	文字	新潟市消防局 新潟市消防局 〇〇消防署
		位置	車体両側面後部 車体後面部
		字体	丸ゴシック（左読み） 丸ゴシック2段書き（左読み）
		字色	青
		字角	120mm×120mm 120mm×120mm 70mm×70mm
	隊名	文字	隊名（略称）
		位置	ドア両側面前部
		字体	丸ゴシック（左読み）
		字色	青
		字角	原則として70mm×70mm
	車種名等	文字	配備場所（略称） 車種（略称）
		位置	車体前面部（向かって右側）
		字体	丸ゴシック（左読み）
	対空標示	字色	青
		字角	原則として70mm×70mm
		文字	新潟 隊名
		位置	車体屋根部
字体		丸ゴシック（左読み）2段書き	
その他	字色	青	
	字角	原則として500mm×500mm	
	内容	適宜	
救命ボート	所属名	文字	新潟市消防局
		部位	船体両側面部
		字体	丸ゴシック（左読み）
		字色	適宜
		字角	適宜

別表第5（第19条、第20条、第21条、第22条関係）

ポンプ車の取扱い

区分	注意事項	参考
原動機一般	<p>1 原動機を始動するときには、事前に次の各号について異常のないことを確認すること。</p> <p>(1) 燃料及び潤滑油の量</p> <p>(2) 冷却水の量</p> <p>(3) 変速機レバーの中立</p> <p>(4) サイドブレーキの緊締</p> <p>2 セルモーターの使用時分は、原則として1回について5秒以内とし、10秒を超えてはならない。この場合連続5回繰返しても始動しないときは、その原因を調査すること。</p> <p>3 原動機の始動後は、除々に回転をあげ急激な高速回転を避けること。</p> <p>4 原動機回転中は、各計器の指度及び異音異臭に注意し、故障の早期発見に努め、異状のあるときは、ただちに運転を中止し、故障の軽減をはかること。</p> <p>5 寒冷時においては、原動機が容易に始動し、かつ、速かに加速走行できるよう適切な保温措置を講ずること。</p> <p>6 原動機の暖気運転は、中速回転で行うこと。</p> <p>7 運転中ガソリンを補給する場合は、一旦エンジンを停止し安全確認のうえ補給すること。</p>	<p>冬期には必要に応じて、クラッチを切って始動すること。</p> <p>暖房装置及びオイルヒーター取付け車は努めてこれを利用すること。</p> <p>毎分 500～800 回転を標準とすること。</p>
潤滑装置	<p>1 潤滑油は常に正規の油量を保ち、油質の低下したものは適正なものと交換すること。</p> <p>2 潤滑油の交換時には、必要に応じエレメントを取り替えること。</p>	
冷却装置	<p>1 冷却水は清水を使用し、やむを得ず塩水等を使用した場合は、速やかにラジエーターを清掃にて安全清浄すること。</p> <p>2 ラジエーターは、常に満水とし、冬期には凍結防止の措置を講ずること。</p> <p>3 ポンプ運転中は、水温計により、原動機の過熱及び過冷に注意し、適度に冷却水を調整すること。</p>	
燃料装置	<p>1 燃料タンク及び配管系統各部のゆるみ、損傷等による燃料の漏れに注意し、かつ、配管は振動による損傷のないように確認すること。</p> <p>2 燃料補給の際は、水、異物等の混入に注意し、かつ、やむを得ない場合のほか、原動機を停止し、引火しないよう注意して行うこと。</p> <p>3 燃料ストレーナー、エアークリーナー等の清掃を励行すること。</p>	

電気装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気装置は防湿、防水に努めること。 2 配線の損傷による短絡、漏えい防止に努めること。 3 配線結合部のゆるみに注意し、接触抵抗の減少をはかること。 4 電気配線及び装置は、みだりに回路を変更し、又は廃止しないこと。 5 充電装置の調整が必要な場合は、資格を有する業者で実施すること。 	
蓄電池	<ol style="list-style-type: none"> 1 蓄電池の電解液は、各そうとも規定の比重及び量を保ち、補給する場合は蒸留水を用いること。 2 蓄電池は、振動等により破損することがないように十分に固定すること。 3 ターミナルはコードの取付、取はずしの際、無理な力を加えて損傷させないようにするとともに、常にグリース等により腐蝕させないように注意すること。 4 過充電及び過放電を避けるとともに、自己放電を防止するため表面を清潔にしておくこと。 5 放電状態に注意し過放電にならない以前に取替え使用すること。 	<p>電解液の量は極板上 10～13 ミリメートルに保つこと。 比重は 20°C において 1.260～1.280 に保つこと。</p>
灯火類等	<p>灯火類、警音器等は、常に適正な光度方向及び音量を有すこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 クラッチの作用、液量、ペダルの踏みしろは常に適正であること。 2 トランスミッション、ポンプミッション、トランスファー、デフアレンシアルギヤケース等には、適正な潤滑油を規定量保有し油漏れに注意すること。 3 ユニバーサルジョイントのボルトは、締付けを確認すること。 4 各部位への給脂を励行すること。 	<p>クラッチペダルの遊びは 20 ミリメートル～25 ミリメートルとすること。 ブレーキ液は、指定したものを使用すること。</p>
かじ取り装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 ハンドルの遊び、がた及び操作具合に注意し、異常を認めたときは適切な処置を講ずること。 2 かじ取り装置各部の給油を励行すること。 	
制動装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 制動力、踏みしろ及び引きしろは常に適正であること。 2 油圧ブレーキ装置には、指定したブレーキ液を適量に保有し、補給の際は異質のものを混用しないこと。 	<p>ブレーキペダルの遊びは、15 ミリメートル～30 ミリメートルとすること。</p>

	<p>3 ブレーキホース及びパイプは液漏れ及び損傷の有無を確認すること。</p>	<p>センターブレーキレバーの引きしろは50%～70%で作用すること。</p>
車軸及び車輪	<p>1 車輪取り付けのゆるみ又は損傷に注意し、タイヤは適正な空気圧を保ち、油脂及び酸類等の付着をさけること。</p> <p>2 バネは左右のたわみが同一であり、かつ、折損ずれ又は著しい衰損がないこと。</p> <p>3 緩衝装置の連結部及び取付部のゆるみ又は損傷に注意すること。</p>	
ポンプ関係	<p>1 ポンプ部署位置は鉄道軌道上、急斜面及び軟弱な地盤を避けること。</p> <p>2 ポンプ使用中は、各種計器及び音響等に注意するとともに、ホースの摩擦損失及び背圧損失等を考慮して、適正な放水ができるよう、送水圧力を調整すること。</p> <p>3 ポンプ運用中は急激な圧力の上昇及び送水シャ断を避けるとともに、高速な無負荷回転をしないこと。</p> <p>4 ポンプ使用後はそのつど、各部の注油脂を行なうとともに海水又は汚水等を使用したときは、清水で洗淨手入れをすること。</p> <p>5 ポンプ各部は、常に排水を完全にし、特に厳寒時には凍結防止のため適切な措置をとること。</p> <p>6 タンク車のタンク内には、常に清水を満載しておくこと。</p> <p>7 真空ポンプのクラッチレバーは、ポンプの低速回転時に入れ、クラッチの摩耗防止に努めること。</p> <p>8 真空ポンプは適正な回転で使用し、吸水困難な場合はその原因を究明し、無理な運転をしないこと。</p> <p>9 吸管結合の際には、土砂等をかみ込ませないよう注意するとともに、漏気のないよう完全に締め付けること。</p>	<p>真空ポンプクラッチレバーは毎分 800 回転以下で入れること。</p> <p>真空テストの場合は、真空ポンプクラッチレバーを入れてからポンプを回転すること。</p> <p>真空ポンプの回転数は毎分 1,200 回転を標準とし、連続使用時間は30秒を超えないこと。</p>

無線装置	<p>10 吸管は結合部の破損防止に注意するとともに、控え綱、枕木等を活用して損傷防止に努めること。</p> <p>11 吸、放水器具は常に清潔にし、パッキング類の損傷、老化、脱落のないよう点検すること。</p> <p>1 車載無線装置は湿気、じんあい及び過大な振動を与えないよう注意すること。</p> <p>2 アンテナ装置及び送受信器は損傷しないよう注意すること。</p> <p>3 車台及び車体は、完全にアースし、送信時に雑音が発生しないよう注意すること。</p>	
------	---	--

別表第6（第20条、第22条関係）

特殊車及び工作車の取扱い

区分	注意事項	参考
はしご車 スノーケル車	<ol style="list-style-type: none"> 1 はしご安定装置、警報装置、安全装置及び制御装置は正確に作動するものでなければ操作しないこと。 2 操作に際しては、路面及び周囲の状態、並びに風位、風速を考慮し、安全を確認して行なうこと。 3 火災現場では、焼損危険を考慮し、安全な場所に部署すること。 4 はしごの起立角度、伸長度、はしご先端荷重、建物との間隔及び放水圧力並びに車両傾斜角度は、定められた安全範囲内で操作すること。 5 安定装置を接地しないで、はしごを操作しないこと。 6 はしごを起こし、又は伸ばしたまま車両を動かさないこと。 7 操作台上から、はしごの旋回方向に放水しないこと。 	
化学車	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬液混合装置のバルブは、泡原液の種類、放水口数発泡ノズルの種類及び気温等に応じ適正な混合比率を得るよう調整すること。 2 ポンプ送水に際しては、各種計器に注意してプロポーショナル及び泡ノズルに適正な圧力を保持するよう送水圧力を調整すること。 3 水利選定にあたっては、濁水及び汚水をさけ、放水中に異物が侵入しないよう留意すること。 4 泡原液は、製造年次の古いものから使用すること。 5 泡原液使用後は、清水を通してから十分洗浄すること。 	
工作車	<ol style="list-style-type: none"> 1 積載器具は、常に整備し、各扉は完全に閉鎖しておくこと。 2 空気圧縮機及び発電機を駆動する場合は、所定のエンジン回転数を越えないこと。 3 照明装置の各種計器、制ぎょ器、配線系統及び発電機は、常に乾燥を保ち、使用時に異常発熱をしないよう注意すること。 4 引き上げ及びけん引作業を行なうときは、地盤の状態に注意し、車両の安定を確実にすること。 5 作業対象物の重量とウインチの能力とを考慮し、急激な操作をしないこと。 	

別表第7（第24条関係）

ホースの取扱い

区分	注意事項	参考
	<p>1 地下を引きずり、踏みつけないこと、諸車通行箇所にはホース保護器を使用すること。</p> <p>2 ホースを延長する場合は、極端な曲折及び、ねじれ等を避けるとともに、高所に延長するときは落下させないように注意すること。</p> <p>3 使用中小破損の箇所から噴水する場合は、漏水バンド等を使用し、破損箇所の拡大防止に努めること。</p> <p>4 凍結したホースを収納するときは、収納操作に注意し損傷防止に努めること。</p> <p>5 使用したホースは洗浄する前に清水に浸し、汚れが落ちやすいようにすること。</p> <p>6 海水又は薬液を使用した場合は、清水を通じ完全洗浄すること。</p> <p>7 ホースの洗浄には、ブラシ等を使用し布目内のじんあいを完全に取り去ること。</p> <p>8 ホースの洗浄に石けんを使用した場合は、清水で石けん水を完全に取り去ること。</p> <p>9 ホースは、通風のよい乾燥した場所に品数点検のしやすいように保管し、かつ、均等に使用するよう留意すること。</p> <p>10 定期的に水圧試験を実施し、耐圧度及び破損箇所の発見補修に努めるとともに、その結果をホース台帳に記録すること。</p> <p>11 前各号のほか、破損箇所の補修、結合金具、パッキングの点検手入れ、折目の変更及び記号番号の書き替え等を適時実施すること。</p>	

別表第 8 から別表第 1 2 を削る。

第 1 号様式から第 1 2 号様式を削る。

別表第 7 の次に次の 9 様式を加える。

別記様式第 1 号 (第 3 1 条関係)

年 月 日		
消防局長 様		
所属長		
消防機械器具破損(故障)報告		
破 損 (故 障) 日 時		
機 械 器 具 種 別		
破 損 (故 障) 箇 所		
原 因 及 び 状 況		
修 理	発注年月日	年 月 日
	修理業者名	
	完了年月日	年 月 日
	内 容	
	費 用	
破損(故障)後の再発防止対応策		

別記様式第6号（第30条関係）

ホース台帳				
配置及び転用年月日	車別	ホース番号	長さ	径
			m	mm
種別	メーカー	修理状況		修理箇所
				箇所
				箇所
				箇所
廃棄年月日		廃棄理由		

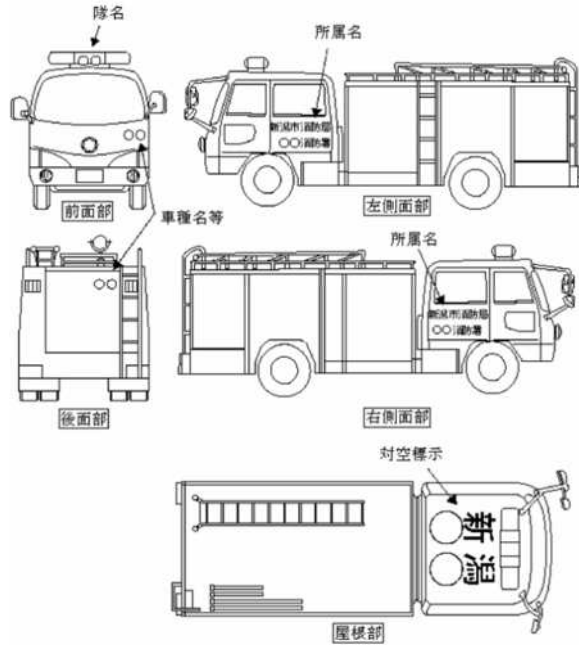
ホース台帳				
配置及び転用年月日	車別	ホース番号	長さ	径
			m	mm
種別	メーカー	修理状況		修理箇所
				箇所
				箇所
				箇所
廃棄年月日		廃棄理由		

ホース台帳				
配置及び転用年月日	車別	ホース番号	長さ	径
			m	mm
種別	メーカー	修理状況		修理箇所
				箇所
				箇所
				箇所
廃棄年月日		廃棄理由		

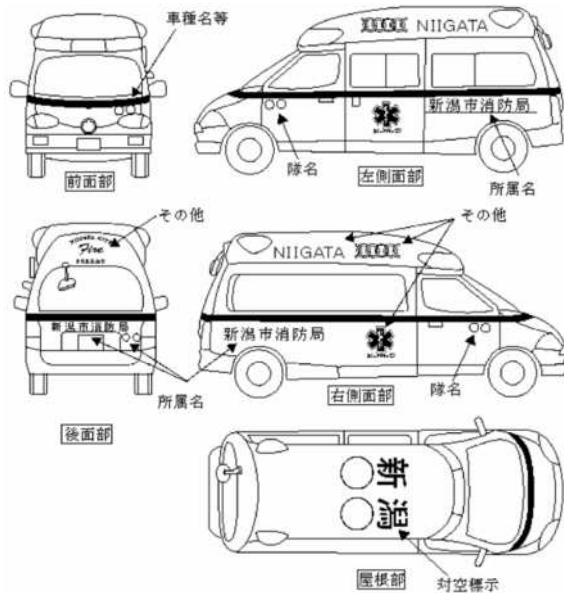
別記様式第9号の次に次の2図を加える。

別図1（第8条関係）

消防自動車標示例



救急自動車標示例



救命ボート標示例



備考

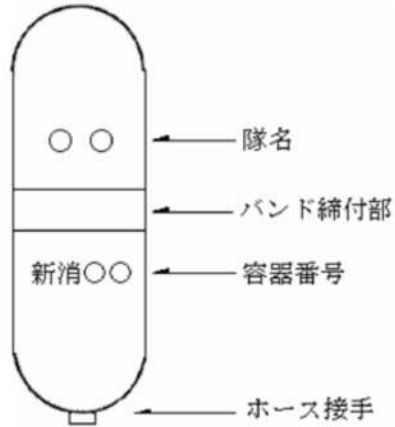
- 1 文字は左読みとし、車体（船体）各部に標示する。
- 2 字体は丸ゴシック体とする。
- 3 救急自動車の車体両側面部及び後面部には、幅50ミリメートルの赤線を記入する。
- 4 車両の形状等により標示困難な場合は、適宜の標示とする。

別図 2 (第 8 条関係)

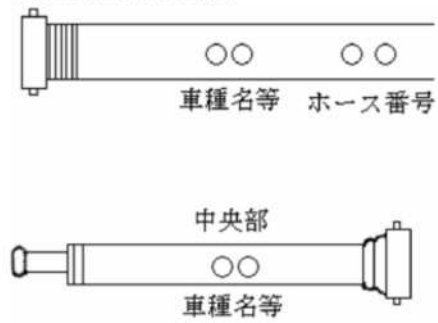
高圧ガス容器の標示

- 1 高圧ガス容器を追番号で容器番号を指定し、下図の例により分隊名及び容器番号を白色で記入すること。
- 2 その他の器具についても記載例に準じて標示すること。

高圧ガス容器標示例



積載器具記号番号記載例



附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。